

# 国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。



## 令和元年の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が 発行されています

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。年末調整や確定申告で、国民年金保険料を申告するために控除証明書をお使いください。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和元年10月31日に控除証明書を発送しています。また、令和元年10月1日から12月31日までの間に、令和元年中に初めて国民年金保険料を納付された方については、令和2年2月6日に控除証明書を発送する予定です。

〔控除証明書に関する問い合わせ〕  
 苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135  
 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-0003-0004

### 控除証明に関するQ & A

控除証明書をなくしてしまったのですが、再発行できますか？

再発行は可能です。紛失などにより再発行が必要な場合は、「ねんきん加入者ダイヤル」または「苫小牧年金事務所」へお問い合わせください。

再発行の手続きの際には、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意ください。

控除証明書が届きません

平成31年・令和元年中（1月1日から9月30日まで）に国民年金保険料を納めているのに控除証明書が届いていない方は、「ねんきん加入者ダイヤル」または「苫小牧年金事務所」へお問い合わせください。

なお、令和元年10月1日から12月31日までの間に、令和元年中の国民年金保険料を初めて納められた方については、令和2年2月6日に控除証明書を送る予定です。ご注意ください。

家族(大学生の子どもなど)の国民保険料を私(親)が納めています。

ご自身の社会保険料と合わせて申告してください。配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納めたときは、納めた方がその保険料を申告することができます。

令和元年に13カ月以上の国民年金保険料を前納した場合の保険料控除はどのように申告するの？

13カ月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合は、以下の方法のいずれか一つを選択して申告してください。

- ① 全額納めた年に控除する  
 控除証明書の下部にある3年分(3枚)の証明書は、切り離さず添付して申告してください。申告額は、納付済額となります。
- ② 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する(複数年に分けて申告する)  
 控除証明書の下部にある3年分(3枚)の証明書のうち、令和元年分の1枚を切り離して申告に使用してください。

なお、残りの2枚の証明書は、令和2年、令和3年の申告時に使用しますので大切に保管してください。

分割して申告を希望の場合、3年分を3回に分けて申告します。分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することはできませんのでご注意ください。

## 国民年金保険料を 納付いただいていない期間が ある方にお知らせが送られます

国民年金保険料を納付いただいていない期間がある方に「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」が送られます。お知らせが届いた時点でまだ国民年金保険料を納付いただいていない場合は、お手元の納付書により早めに納めてください。

催告状は、圧着はがき形式になっており、直近の納付状況や年金加入状況を確認することができます。年金加入状況は令和元年10月11日時点の情報に基づき発行していますので、すでに納めた期間や免除などが承認された期間が未納と表示されている場合があります。あらかじめご了承ください。

【例】口座振替で24カ月分(平成31年4月分～令和3年3月分) 37万9,640円を前納した場合

申告年	申告対象期間	申告額
①令和元年	平成31年4月～令和元年12月〔9カ月分〕	37万9,640円×(9カ月/24カ月)=14万2,365円
②令和2年	令和2年1月～令和2年12月〔12カ月分〕	37万9,640円×(12カ月/24カ月)=18万9,820円
③令和3年	令和3年1月～令和3年3月〔3カ月分〕	37万9,640円-14万2,365円-18万9,820円=4万7,455円

令和元年に分割して申告を行った場合(9カ月分)、翌年に残りの年分(15カ月分)をまとめて令和2年に申告することはできません。令和元年、令和2年、令和3年の3年に分けての申告が必要です。

### 申請・相談・問い合わせ

町民福祉課 町民生活グループ ☎26-7871  
 (総合ケアセンターゆくり内)

日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

### 令和元年度の国民年金保険料 月額16,410円

納付は口座振替が便利です。  
 また、前納すると割引があり、お得です。  
 納付が難しい方は、免除申請ができます。